

一般事業主行動計画
(次世代法)

社会福祉法人 麗峰会

男女ともに長く勤められる雇用環境を整備し、全ての職員がいきいきとその能力を発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年10月 1日 ~ 令和12年 3月31日までの期間

2. 内容

目標1:育児・介護休業に関する諸制度の周知徹底を図る。

<対策>

令和 7年10月～

- ① 育児・介護休業や短時間勤務・看護等休暇などに関する規程の取り扱いを推進するため、「仕事と育児・介護の両立支援」をテーマに年 1 回以上の研修を開催する。
- ② 全職員に対し、制度を理由としたハラスメント防止のための研修を年 1 回開催する。

目標2:計画期間中の、男性の育児休業取得率を85%とする。

<対策>

令和 7年10月～

- ① 各職場における休業者の業務カバー体制(代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当制など)の実施。
- ② 対象者だけでなく、職員全体に周知し、取得しやすい環境を構築する。

目標3:実習生・体験生・インターンシップ等の受入れを積極的に実施し、就業体験機会の提供を促進する。

<対策>

令和 7年10月～

- ① 介護実習、職場体験、インターンシップの受入れを毎年 10 件以上実施する。
- ② 介護養成校、職業訓練校などの取組みに協力し、要請に応じ職業人講話などを行う。

目標4:フルタイム労働者1人当たりの各月毎の法定時間外労働および法定休日労働の合計時間数を30時間未満とする。

<対策>

令和 7年10月～

- ① 勤務時間内での業務となるよう、随時業務の見直し、必要に応じて改善を図る。
- ② 時間外労働等についての、定期的な情報の周知にて意識改革を行う。